

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、桜井市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が  
ありました。

平成二十六年二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 基準点測量
- 二 測量の地域 桜井市の一部
- 三 測量の期間 平成二十六年三月二十四日から同月三十一日まで